COVID-19対策国家指導委員会

ベトナム社会主義共和国 独立・自由・幸福 ハノイ, 2021年1月19日

No: 425/CV-BCD 集中隔離完了後の引き渡し、管理のガイダ ンスについて

宛先:一公安,国防,交通運輸の各省一各省,中央直轄市の人民委員会

現在,世界でCOVID-19は複雑に流行している。世界で感染した人の数は減少の 兆候を示していない。ウイルスの新株はより速く広がる可能性があり,50か国以上で記録されており,そのうち20の国で市中感染が記録されている。年末に帰国するベトナム人は急増しているため,我が国で感染が蔓延するリスクは非常に大きい。特に重要な国内イベントの開催があること及び旧正月での感染流行の予防を積極的に行い,集中隔離完了後の管理を強化することに関する2021年1月7日付けのヴ・ドゥック・ダム国家対策指導委員会委員長,副首相の指示を実施するため,

保健省(国家指導委員会の常務機関)は公安,国防,交通運輸の各省及び中央直轄の各省, 市の人民委員会は以下の内容について指導し,実施するよう要請する。

- 1. (集中隔離完了の決定日から) 14日間の医療的な経過観察と監視を継続するため,集中隔離を終えて居住地に戻ってくる者の引き渡し,受け入れ及び送迎をレビューして,適切に実施することとする。詳細は以下のとおり。
- -地元で受け入れるに当たっては、原則として、集中隔離の期間を終えた者が全ての条件満たすとともに、書類及び検査結果を有してなければならない。
- -引き渡しと受け入れ関係者:隔離施設が所在する地域の保健当局,隔離実施機関,隔離される者,及び集中隔離を完了した者(隔離完了者)の居住する地元の医療従事者。被隔離者の居住地域が隔離施設と離れている場合は,受け入れた隔離施設が所在する地域の保健部門との間に書面を締結し、居住する地元の保健当局に書面で通知する。

2. 関係機関,個人への指導

-集中隔離施設の管理機関は、隔離完了者に、自宅及び居住地で14日間、健康状態について自身による経過観察を継続できるための具体的な指導を行う。 周囲の人々との接触、混雑した場所への訪問を控え、保健省の5Kメッセージ(当館注:越保健省HPによると、マスク着用、消毒、距離の確保、密集しない、医療申告の実施。)に従って、予防措置及びそ

の他の個人的な保護措置を定期的に実施する。

- -集中隔離が実施された地域の保健当局(COVID-19国家対策指導委員会の常任機関)は、その後の14日間の健康状態の経過観察・監視をするため、隔離完了者が居住する省、市の保健当局に対して、隔離完了決定直後に、隔離を完了した者の情報を書面で通知する(少なくとも電話番号又は/及び電子メール、滞在先の住所、関連文書のコピーを含む情報)。
- 集中隔離対象者の管理と監視に情報技術アプリケーションの使用を強化する。
- -隔離完了者は、居住地に到着後、地域の党書記、地域の人民委員長に報告し、自宅又は居住地で健康状態の自身による経過観察を約束すると同時に、集中隔離施設から居住地に戻ってきたら直ちに、地元の保健当局に通知し、その後の14日間の濃厚接触歴の日時記録を作成する。
- 3. 集中隔離施設から居住地への移動
- 3. 1. 道路を用いた移動手段
- 自家用車両での移動を求める(隔離完了者,入国者を雇用する機関,集中隔離施設の管理者,又は地域が手配する車のことをいう):車両は,隔離施設の管理機関に事前に登録する必要があり,密集した形での送迎(運転手又は/及び付随する監督者だけを含む)を実施しない。
- ー隔離完了者,運転手,又は同行者(存在する場合)は,移動中にはマスクを着用し,手指消毒剤を配置し,バスに乗り降りするときおよび移動中に定期的に消毒する; 追跡可能なアプリケーション(Bluezone)をインストールして,オンの状態にし,規制に従って個人用防護具を適用する。
- -移動中は他の人との濃厚接触(2m未満)を制限する。
- -移動中の停車, 駐車, 食事を控えて, 集中隔離施設から自宅, 宿泊施設に直行するのが最善である。
- 3. 2. 航空、電車による移動手段
- -被隔離者が集中隔離を完了したことを事前に運送業者に通知・連絡し,運送業者が把握し, 移動手段に関する予防対策(座席位置,感染防止措置など)を講じるようにする。

ー隔離完了者は、移送中に移送業者の規制に従って、個人の保護と感染防止の対策を厳格に実施する。 定期的にマスクを着用し、航空機、電車に乗る前、移動中に、消毒液で手指を消毒する。医療申告(当館注: h t t p s : // t o k h a i y t e ... v n //)を行い、追跡可能なアプリケーションアプリケーション(Bluezone)をインストールして、オンの状態にし、規制に従って個人用防護具を適用する。

4. 被隔離者が隔離を完了した後,居住する所在地の省又は市の保健当局は, (集中隔離完了の決定日から)隔離完了の14日目まで,隔離を完了した者に関する情報を受け取り,管理,検査,医療的な経過観察を実施する。

保健省(国家指導委員会の常任機関)は、公安、国防、運輸の各省と中央直轄市の人民委員会に実施を指示するよう要請する。

改めて感謝を申し上げる。

Do Xuan Tuyen保健省副大臣

宛先:

- 上記の通り
- Vu Duc Dam副首相(報告のため)
- 大臣(報告のため)
- COVID-19の国家指導委員会の各メンバー
- 保健省の各副大臣
- 共産党中央事務局, 首相府
- 保健省:省の各部局,官房局
- -NIHE, PASTEUR
- 各省, 市の保健局 (実施のため)
- 保管:文書,予防局